

原第 21 号 上内竹汚泥池乾燥汚泥収集業務委託 仕様書

1 件名

原第 21 号 上内竹汚泥池乾燥汚泥収集業務委託

2 業務内容

(1) 汚泥収集・格納

1号汚泥池の乾燥汚泥を重機(スーパーロング)等又は手作業で収集し、ダンプ等で江口浄水場内にある汚泥保管倉庫に格納

(2) 洗砂搬入

1号汚泥池に洗砂(有効径 0.45～0.70mm)を搬入敷均し
(洗砂搬入量は発注者が汚泥収集・格納後の汚泥池を確認し指示)

(3) 除草

除草汚泥池に草が生えているときは伐根

3 年間業務量(予定)

汚泥収集・格納	洗砂搬入	除草
75 m ³	15 m ³	210 m ²

※年間で1回の作業です。

※除草面積、汚泥収集・格納量は天候等の影響で増減します。

5 契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6 委託場所

- ・上内竹汚泥池(新発田市上内竹 531 番地)
- ・江口浄水場(新発田市江口 550 番地)汚泥保管倉庫

7 作業前提出物

- ・腸内細菌検査(赤痢、サルモネラ(腸チフス、パラチフスを含む)、O157)の陰性証明書の写し

(本業務で現場に立ち入る全ての人員を対象とする。腸内細菌検査の有効期限は、検体提出日から6か月とし、有効期限後も立入予定のある者については、当該期限後の最初の立入りの前に再度検査を実施し、新たな陰性証明を提出すること。)

8 業務管理

- (1) 除草面積は作業前に発注者と受注者で確認
- (2) 汚泥収集・格納量はダンプの運搬回数で算出
(例 4tダンプの場合 $4t \div 1.4 \div 2.8 \text{ m}^3$ 過積載防止のため 2.5 m^3 汚泥比重:1.4)
- (3) 洗砂搬入量は汚泥収集後に汚泥池の砂の状況の把握後に判明するため、発注者の指示した量を搬入敷均し
- (4) 上記の面積及び量は、発注者と受注者で確認後、両者が押印し確定

9 報告支払い

- (1) 1回の完了した業務を翌月 10 日までに日報・写真で報告
- (2) 日報・写真を検査後に、結果を通知
- (3) 請求書を提出
- (4) 請求書受理後、30 日以内に口座へ支払い

10 注意事項

- (1) 汚泥は、放射性セシウム 100Bq/kg 以下を含むことがある。
- (2) 汚泥に砂がなるべく混入しないよう注意すること。
- (3) 雑草等が混入しないよう分別すること。
- (4) 取り除いた雑草等は指定された雑草置き場に置くこと。
- (5) 汚泥池に重機の乗入れはできない。
- (6) 作業で道路を汚した場合は直ちに清掃すること。

11 その他

請求書提出先 新発田市水道局浄水課 TEL0254-23-7194

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。